

木更津市身体障害者福祉センター指定管理者に関する仕様書

木更津市身体障害者福祉センター(以下「センター」という。)の指定管理者が行う業務の内容等は、この仕様書による。

1 趣旨

この仕様書は、センターの指定管理者が行う業務の内容等について、必要な事項を定めるものとする。

2 センターの管理に関する基本的な考え方

センターを管理運営するにあたり、次に掲げる項目に従って行うこと。

- (1) 利用者がその能力及び適性に応じ、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことを目的に、事業を適切かつ効果的に行うこと。
- (2) 利用者へのサービス提供及びサービス向上を図ること。
- (3) 個人情報の保護に関する措置を講ずること。
- (4) 効率的な運営を図ること。
- (5) その他、利用者の福祉の増進を図ること。

3 施設の概要

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 名 称 | 木更津市身体障害者福祉センター |
| (2) 所 在 地 | 木更津市潮見2丁目9番地 |
| (3) 建物の概要 | 木更津市民総合福祉会館1階の一部 |
| | 建築構造 鉄筋コンクリート造 |
| | 床 面 積 215.34㎡ |
| (4) 指定管理対象 | 機能回復訓練室・日常生活訓練室 |

4 業務内容

- (1) 身体障害者のための施設の提供

ア リハビリテーションを主な目的とした生活介護事業の提供。

イ 木更津市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例及び同施行規則に基づく各部屋の使用許可等。

指定管理者が行う使用許可等は市の機関として権限を行使するものであることから、木更津市行政手続条例(平成9年木更津市条例第2号)や行政不服審査法、行政事件訴訟法等が適用される。そのため、許可基準を受付窓口等に

備え付け、不許可とする場合にはその理由を示すこと。また、利用に関する手続きにおいて疑義が生じた場合は市と協議の上決定するものとする。

- (2) 身体障害者及び身体障害者の介護等を行う者への助言、支援等
前記2(1)の考え方にに基づき、身体障害者及び身体障害者の介護等を行う者への助言、支援等を行う。
- (3) 施設及びその附属設備等の維持管理をすること
リハビリに用いる機械類、機材等については定期的にメンテナンスを行い、安全に運営ができるよう取り組むこと。市民総合福祉会館全体の点検・清掃等の際には、会館側の指示等に協力を行うこと。
- (4) その他身体障害者の福祉の増進のための事業

5 管理の基準

指定管理者が管理運営を行う時間は、以下に掲げる休業日を除く、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

【休業日】

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- (4) 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、変更することができる。

6 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

7 法令等の遵守

センターの管理運営にあたっては、この仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

- (6) 木更津市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成12年条例第5号)
- (7) 木更津市身体障害者福祉センター管理規則(平成12年規則第67号)
- (8) 木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第17号)
- (9) 木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第32号)
- (10) 木更津市財務規則(昭和62年木更津市規則第1号)
- (11) 木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和59年3月30日条例第10号)

8 管理経費(指定管理料)等

指定管理業務に係る経費は、事業の運営による事業報酬により賄うものとし、本市からは指定管理料は支払わない。

ただし、天災その他やむを得ない事情により経費を要する事態が生じた場合は、対応について市と指定管理者で協議するものとする。

(1) 指定管理者の収入となるもの

ア 介護給付費(障害者福祉サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額は、指定管理者が代理受領する方式を取って支払われる。)

イ 障害福祉サービスの自己負担部分

(2) 指定管理業務の経費として想定されるもの

ア 施設の維持管理費(光熱水費)

光熱水費については、センター利用分は指定管理者が負担するものとする。

イ 人件費

ウ 事業費(送迎車両のリース・管理費用等)

エ 事務費(施設賠償責任保険加入料)

オ 修繕費(1件当たり30万円(消費税及び地方消費税を含まない。))以下の修繕は、指定管理者の責任と負担において実施する。)

30万円を超える場合は、市が費用を負担し直接実施するものとする。ただし、1件につき、30万円以上の修繕であっても、双方協議により承諾した場合、又は指定管理者の責めに期すべき事由による修繕に要する費用は、指定管理者の負担とする。

(3) 管理口座

指定管理業務の実施に係る支出及び収入は、必要な帳簿を作成するとともに

団体自体の口座とは別に指定管理業務専用の口座を開設し、適切に管理すること。

9 物品の帰属等

センターに設置する備品は、無償で指定管理者に貸与する。ただし貸与している備品の廃棄を行う場合は、事前に市に連絡しその承諾を得た上で指示に従うこと。

指定管理者が物品を購入したときは、購入後の当該物品は指定管理者の所有に属するものとし、管理を適切に行うこと。また、当該物品の設置等により増加した経費がある場合は、指定管理者側で負担すること。指定管理終了時においては物品の撤去等対応できるようにしておくこと。

10 個人情報及び情報公開の取扱い

(1) 個人情報の保護

指定管理者は、木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年木更津市条例第17号)第13条の規定により、センターの管理を行うにあたって取り扱う個人情報を保護するため、当該個人情報を適正に取り扱う義務が課せられることとなるが、個人情報の適正な取扱いの具体的内容については、市の基準に準じて、適正な個人情報取扱手続等に関する規程類を整備すると共に、個人情報の収集、管理、開示等の個別事項に関して、個人情報取扱特記事項(別紙7)を協定により定め、これにより個人情報の保護を図ること。個人情報に関して滅失、き損、漏えい等の不適切な取り扱いがあったときは、遅滞なく木更津市に報告すること。

(2) 情報公開に関する措置

指定管理者は、施設管理の透明性を高めるため、自らの基本方針、運営状況、財務状況等の情報の公開に関して規程類を整備すると共に、必要な事項に関して協定により定め、市が木更津市情報公開条例(平成12年木更津市条例第4号)に基づき行う情報の公開に留意しつつ、適正な運用を図ること。

11 運営業務を実施するにあたっての遵守事項

運営業務を実施するにあたっては、次に掲げる事項を遵守して円滑かつ効率的に実施すること。

- (1) センターが公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行い、特定の利用者に有利あるいは不利になる運営を行わないこと。
- (2) 市との連携を図った運営をすること。
- (3) 指定管理者が施設の運営に係る規定等を定めるときは、木更津市と事前に協議

すること。

- (4) 施設の運営に係る規程等が定められていないときは、市の条例等に準じて、または市と協議のうえ運営すること。

12 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。ただし、市と協議のうえ行うものについては除く。

13 管理運営体制の整備

(1) 責任体制の整備

指定管理者は、センターの運営業務における責任体制を整備することとし、運営に関し、総括責任者1名を配置するとともに適正な人数を配置する。配置職員は、社会福祉法第19条第1項各号に定めるいずれかの要件を有していること。

(2) 緊急時における対応

指定管理者は、自然災害、事故、火災その他緊急時における体制及びマニュアルを整備し、これらが十分に機能するよう必要な訓練を実施するなど、対応に万全を期するとともに、運営に従事する者に指導及びその旨を周知しなければならない。

また、緊急事態、非常事態等不測の事態が生じた場合には、利用者の避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、市及び関係機関に通報しなければならない。

(3) 虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待に係る責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、その従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めることとする。また、マニュアル等を作成し、対応に従事者間で共有する。

14 責任分担

運営業務に関する責任の分担については、費用等分担表(別紙1)のとおりとし、それ以外については、市と協議のうえ定めるものとする。

15 運営に関する報告等

- (1) 管理運営業務に関し、指定管理者の故意又は過失によって、センターの施設、附属設備及び物品が損傷等した場合、又は、利用者に事故があった場合は、市に事故報告書を提出するとともに、市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償を行う。

この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、木更津市が損害を賠償

したときは、木更津市は、指定管理者に対して求償する。

- (2) 指定管理者は、毎年度指定する期日までに翌年度の運営業務に係る実施計画書、または収支計画書及び予算執行計画書を市に提出しなければならない。
- (3) 指定管理者は、当該年度終了後、定められた期日までに事業報告書を作成し、市長の承認を受けなければならない。事業報告書には、運営業務の実施状況、利用状況、収支状況を記載するものとする。

16 損害の賠償

指定管理者は、センターの運営業務を実施するにあたり、自己の責めに帰すべき理由により市または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

17 指定の取消

- (1) 指定管理者が行う管理運営の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部又は一部の停止を命じることがある。

ア 管理運営する施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

ウ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき

エ 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失ったとき

オ 申込時に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき

キ 指定管理者の指定管理業務以外における法令違反等により、管理業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断されるとき

ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき

ケ 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう)により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

コ 指定管理者から、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき

シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

- (2) 前事項について、指定管理者の責に帰する事由によって取消し又は停止となった場合は、市は指定管理者に対して、違約金及び損害賠償を求める。

18 モニタリングについて

木更津市身体障害者福祉センターの指定管理者制度に関するモニタリング実施方針(別紙2)に従い業務内容を測定・評価し、改善指導・次回選定での反映を行う。

19 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して

令和5年10月から導入された消費税の適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度という。）に対応するため、適格請求書（以下、インボイスという。）の発行事業者の登録を行い、発行したインボイスの保存等の事務に対応すること。インボイス制度の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」を参照すること。

20 施設賠償責任保険への加入

指定管理者は、管理業務の執行にあたって利用者や第三者へ損害を与えた場合また、独自の事業を運営する場合(自主事業)における事故があった場合は、賠償補償責任を負うものとする。そのため、指定管理者は、原則として、「施設賠償責任保険(指定管理者特約条項付き)」に加入し、当該保険からの保険金の支払によって、被害者への損害賠償責任や市からの求償に対応すること。なお、当該保険への加入については、指定管理者を記名被保険者、市が追加被保険者、利用者及び第三者を保険金請求者として、指定管理者が加入手続を行うとともに、市が加入している保険内容を精査し、重複しないよう設計すること。

上記、「市が加入している保険内容」については下記のとおりである。

全国市長会市民総合賠償保険1型F型(令和7年4月1日現在)

この保険は、市に賠償責任が発生し市の責任部分が本保険の適用となるだけでなく、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により指定管理者に施設の管理を行わせた場合には指定管理者そのものを被保険者とみなし、市の責任と同様に指定管理者の責任部分についても本保険の対象となる。

ただし、施設内で指定管理者が独自の事業を運営する場合(自主事業)でその運営上もたらされる賠償責任や事務を外部へ委託した場合における受託者の賠償責任などは、本保険の対象外となる(「全国市長会」市民総合賠償保険の手引き参照)。

保証金額・契約類型

			賠償責任保険	補償保険
支払限度額	身体賠償	1 名につき	2 億円	対象外
		1 事故につき	2 0 億円	
	財物賠償	1 事故につき	2, 0 0 0 万円	
	個人情報漏えい による損害賠償	保険期間中	2 億円	
	個人情報漏えい による対応費用	1 事故につき	1, 0 0 0 万円 年間 3, 0 0 0 万円	
免責金額 (自己負担額)	1 事故につき		なし	

※指定管理者は、当該保険契約の締結後速やかに、保険契約書及び保険証書の写しを、市に提出するものとする。

21 法人格等変更時の取扱い

指定管理者に指定された団体が、団体の合併やNPO等の法人の法人格取得等、団体の法人格に変更が生じた場合は、原則、指定管理者を再指定することとする。ただし、団体の名称のみが変更された場合等、団体としての同一性が保持されている場合には、再指定の手続きを要しない。

22 公の施設の大規模な増改築等の取扱い

指定管理者が管理を行っている公の施設について、設置条例の改正を行い管理基準及び業務の範囲が大幅に変更となるような増改築等を実施する場合には、当該条例改正とともに、適正な施設管理を担保するため、原則、指定管理者を再指定することとする。

23 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた時は、市と協議し決定することとする。